

目 次

規 則

津市契約規則の一部を改正する規則

告 示

予算の公表

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標の無効

保管した屋外広告物

公 告

下水道事業計画案の縦覧

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

事業計画の変更の縦覧

津市農用地利用集積計画

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会告示

検察審査員候補者名簿に登録された者の氏名

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月11日

津市長 松田直久

#### 津市規則第1号

##### 津市契約規則の一部を改正する規則

津市契約規則（平成18年津市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 競争入札に参加しようとする者は、三重県入札参加資格申請受付・審査共同化運営連絡協議会（以下「協議会」という。）への入札参加資格の申請をもって、第1項の規定による入札参加資格審査申請書の提出に代えることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 6 前条第3項の規定による協議会への入札参加資格の申請により津市競争入札参加資格者名簿に登載された者は、登載内容に変更があったときは、協議会への届出をもって、前項の規定による届出に代えることができる。

##### 附 則

この規則は、平成20年1月15日から施行する。

津市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成19年12月26日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成20年1月7日

津市長 松田直久

平成19年12月26日議決を経た予算

平成19年度津市一般会計補正予算（第3号）

平成19年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市一般会計補正予算（第4号）

平成19年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

津市告示第2号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成20年1月7日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0687772	平成19年10月1日	平成19年12月1日
0106603	平成19年10月1日	平成19年12月11日
1167176	平成19年10月1日	平成19年12月16日
1318217	平成19年10月1日	平成19年12月17日
9150006	平成19年10月1日	平成19年12月18日
7139202	平成19年10月1日	平成19年12月21日
1286844	平成19年10月1日	平成19年12月23日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1167176	平成19年8月1日	平成19年12月16日

津市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の2第11項の規定により、平成5年一志町告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年1月10日

津市長 松田直久

1 届出者

高野区会

三重県津市一志町高野1153番地2

代表者 田中竹次

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中西宣夫 三重県津市一志町高野1328番地1
変更後	田中竹次 三重県津市一志町高野1153番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成19年12月9日の臨時総会において新任されたため。

津市告示第4号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成20年1月11日

津市長 松田直久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び許可番号標	許可年月日	無効となった日
三重 13-23 津	平成19年4月11日	平成19年4月21日
三重 13-17 津	平成19年6月28日	平成19年7月 7日

津市告示第5号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年1月11日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量  
はり札等 45枚  
立看板等 1枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所  
大谷町ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日  
平成19年12月10日から18日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項  
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町1185番地1 津市相川建設作業事務所  
電話番号 059-235-5655

## 津市公告第1号

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連津市特定環境保全公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令第3条の規定により、次のとおり事業計画の案を縦覧に供します。

なお、事業計画の案については縦覧期間満了の日までに、津市に意見書を提出することができます。

平成20年1月4日

津市長 松田直久

- 1 下水道事業の種類及び名称  
中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）関連  
津市特定環境保全公共下水道事業
- 2 拡大区域（予定）  
一志町井関の一部及び一志町虹ヶ丘
- 3 事業の期間  
平成8年11月6日から平成23年3月31日まで
- 4 縦覧場所  
津市殿村5番地  
津市下水道部下水道管理課  
津市一志町田尻593番地2  
津市一志総合支所産業建設課
- 5 縦覧期間  
平成20年1月4日（金）から平成20年1月17日（木）まで  
（午前8時30分から午後5時15分まで）  
ただし、土日・祝日除く



津市公告第2号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月4日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年12月27日

2 抑留期間 平成20年1月8日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町 上野	柴犬	茶	メス	中	91日 以上	負傷犬

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第3号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月7日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年1月4日
- 2 抑留期間 平成20年1月10日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 洪見町	柴犬	茶	オス	中	9 1 日 以 上	青色首輪 黒色リー ド

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第4号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月9日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年1月7日
- 2 抑留期間 平成20年1月11日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 高茶屋 小森町	テリア系	うす茶	オス	中	不明	水色の首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第5号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、津市久居野村地区土地区画整理事業の事業計画の変更の認可を受けたので、同条第3項において準用する同法第9条第4項の規定により当該図書を縦覧に供するため、同施行令第1条の2の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月9日

津市長 松田直久

1 事業の名称

津市久居野村地区土地区画整理事業

2 変更の内容

事業の施行期間について「平成18年8月18日から平成19年12月31日まで」を「平成18年8月18日から平成20年2月29日まで」に変更

3 変更認可の年月日

平成19年12月25日

4 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

津市公告第6号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成20年1月10日

津市長 松田直久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎6階）

## 津市公告第7号

平成20年度及び平成21年度において、本市が発注する工事請負及び測量・建設コンサルタント等業務委託並びに物件売買、業務委託及び物品賃貸に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び入札参加資格審査申請書の提出時期、添付書類等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第2項（令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第5条第2項及び同規則第6条第2項の規定により公告します。

平成20年1月11日

津市長 松田直久

### 1 競争入札参加者の資格

工事請負及び測量・建設コンサルタント等業務委託について三重県・市町等による入札参加資格審査申請の共同受付を通じ本市の競争入札に参加しようとする者並びに物件売買、業務委託及び物品賃貸について競争入札に参加しようとする者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の区域内に本店又は委任先となる支店若しくは営業所等を有する者は、本市税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。また、法人税（個人にあっては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受けるなど経営状況が著しく不健全ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は同法第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項

の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

- (6) 工事請負にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を、測量・建設コンサルタント等業務委託、物件売買、業務委託及び物品賃貸にあつては、各業務に関し法令等の定めるところによる許認可、登録などを受けていること。
- (7) 業務に係する法令、規則等に違反していないこと。
- (8) その他市長が特に必要と認める要件を満たしていること。

## 2 申請書類

競争入札に参加するために必要な入札参加資格審査申請書及びその添付書類は、次のとおりとする。

### (1) 工事請負

- ア 共通添付書類送付票（建設工事用）
- イ 入札参加資格審査確認承諾書／申請書
- ウ 登記事項証明書又は身分証明書
- エ 納税証明書又は完納証明書
- オ 建設業許可証明書
- カ 営業所一覧表
- キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ク 印鑑（登録）証明書
- ケ 使用印鑑届
- コ 委任状兼使用印鑑届
- サ ISO14001 認証書又はISO9000s 認証書
- シ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

### (2) 測量・建設コンサルタント等業務委託

- ア 共通添付書類送付票（測量・建設コンサルタント等用）
- イ 入札参加資格審査確認承諾書／申請書
- ウ 登記事項証明書又は身分証明書
- エ 納税証明書又は完納証明書
- オ 登録を証明する書類
- カ 印鑑（登録）証明書
- キ 使用印鑑届
- ク 委任状兼使用印鑑届

- ケ I S O14001 認証書又は I S O9000s 認証書
- コ 測量等の実績高確認調書
- サ 財務諸表
- シ 現況報告書副本

(3) 物件売買、業務委託及び物品賃貸

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 経営の規模及び状況に関する調書
- ウ 希望業種明細表
- エ 登記事項証明書又は身分証明書
- オ 営業届証明書
- カ 印鑑（登録）証明書
- キ 使用印鑑届
- ク 委任状
- ケ 納税証明書又は完納証明書
- コ 津市国民健康保険料納付証明書
- サ 業務経歴書
- シ 営業用機械器具一覧表
- ス 会社・技術者等免許・許認可一覧表
- セ 取扱商品・メーカー等調書
- ソ 登録業者カード

3 申請書類の提出期間・方法及び資格の有効期間

申請書類の提出期間・方法及び競争入札への参加資格の有効期間については、次のとおりとする。

(1) 定時受付

- ア 工事請負及び測量・建設コンサルタント等業務委託にあつては、平成20年1月15日から同年2月8日までに三重県・市町等による入札参加資格審査申請の共同受付機関である財団法人三重県建設技術センターへ郵送方法のみにより提出するものとし、競争入札への参加資格の有効期間は、平成20年6月1日から平成22年5月31日までとする。
- イ 物件売買、業務委託及び物品賃貸にあつては、平成20年2月1日から同月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに財務部契約財産課へ持参方法のみにより提出するものとし、競争入札への参加資格の有効期間は、平成20年5月1日から



平成22年4月30日までとする。

(2) 随時受付

申請書類の提出については、次表の左欄に掲げる期間においても随時に行うことができるが、その提出方法については(1)と同様とし、競争入札への参加資格の有効期間については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間のみとする。

物件売買、業務委託及び物品賃貸

申請書類の提出期間	競争入札への参加資格の有効期間
平成20年5月1日～平成20年5月9日	平成20年6月1日～平成22年4月30日
平成20年6月2日～平成20年6月6日	平成20年7月1日～平成22年4月30日
平成20年7月1日～平成20年7月7日	平成20年8月1日～平成22年4月30日
平成20年8月1日～平成20年8月7日	平成20年9月1日～平成22年4月30日
平成20年9月1日～平成20年9月5日	平成20年10月1日～平成22年4月30日
平成20年10月1日～平成20年10月7日	平成20年11月1日～平成22年4月30日
平成20年11月4日～平成20年11月10日	平成20年12月1日～平成22年4月30日
平成20年12月1日～平成20年12月5日	平成21年1月1日～平成22年4月30日
平成21年1月5日～平成21年1月9日	平成21年2月1日～平成22年4月30日
平成21年5月1日～平成21年5月12日	平成21年6月1日～平成22年4月30日
平成21年6月1日～平成21年6月5日	平成21年7月1日～平成22年4月30日

平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 7 月 7 日	平成 21 年 8 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日
平成 21 年 8 月 3 日～平成 21 年 8 月 7 日	平成 21 年 9 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日
平成 21 年 9 月 1 日～平成 21 年 9 月 7 日	平成 21 年 10 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日
平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 10 月 7 日	平成 21 年 11 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日
平成 21 年 11 月 2 日～平成 21 年 11 月 9 日	平成 21 年 12 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日
平成 21 年 12 月 1 日～平成 21 年 12 月 7 日	平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日
平成 22 年 1 月 4 日～平成 22 年 1 月 8 日	平成 22 年 2 月 1 日～平成 22 年 4 月 30 日

津市公告第8号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年1月15日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年1月10日
- 2 抑留期間 平成20年1月17日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	黒白	オス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月15日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年1月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市栗真小川町字沢433-2ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
亀山市小下町11-5  
有限会社白熊  
代表取締役 谷岡 道信

津市公告第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年1月15日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年1月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市栗真小川町字沢461ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
鈴鹿市広瀬町1450-101  
谷岡 アユミ

津市選挙管理委員会告示第1号

平成20年度検察審査員候補者名簿に次の者を登録したので、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第11条の規定のより告示する。

平成20年1月15日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

記

別紙のとおり

第1群	第2群	第3群	第4群
横田 拓士	大池 直子	中山 圭	大野 さか江
池山 都雄	山田 耕一郎	長岡 千春	伊藤 豪
松永 勢津子	小竹 弥吉	阿部 淑恵	上田 まさへ
酒井 敏喜	西村 友伸	藤本 生代	萩原 巧
紀平 有香	河邊 政広	村林 裕子	阪本 昭
澤田 たき子	生川 和子	濱口 桂子	奥田 恵美
池田 明	野田 義和	高森 国男	鈴木 愛子
堀内 繁	田中 美紀	山口 直江	鷺野 誠子
倉田 政哉	森本 幸代	鎌田 時春	田中 久美子
奥田 禎子	今井 鈴子	今井 智広	岩田 卓二
岸岡 歌代	内田 洋子	池亀 盛人	西井 幸弘
小堀 幸子	中村 晋也	岸田 淳司	黒川 俊夫
森 政之	寺田 和江	亀井 比登美	堀 麻衣
山本 との	神内 絹代	大滝 廣幸	川口 佳代子
山下 廣幸	細野 良太	下田 やす子	中西 直哉
柴田 純	野田 輝喜	水橋 進	田中 勝久
江西 奈良美	玉木 登志江	山口 依重	山納 俊二
西 正司	角 賢治	青木 清子	森田 真理子
川崎 勝次	伊藤 広子	別府 克司	江口 裕造
工藤 郁子	桑原 貢	宮本 雅司	青木 孝子
小林 生博	堀部 孝浩	山内 裕司	杉野 善次
小林 和弘	岡 丈芳	西口 清作	樋廻 勝彦
吉田 道弘	上田 美保子	杉野 一男	松田 里美
長谷川 直美	松田 由佳	加藤 十美子	田間 稔
細谷 恵子	三浦 浩二	前橋 節子	飯田 宗一
菊永 房子	南出 章	田中 希彦	河口 美智子
濱口 由佳	荒木 正信	杉山 由佳	伊藤 三和子
井村 とう子	野呂 和也	大川 富美子	青木 文子
坂本 勉	竹田 悦子	浦川 正明	青木 壽子
不殿 始男	佐野 法子	中野 洋子	田中 征宏
西山 司郎	稲森 敬太	日間賀 京子	藤川 和賀
牛田 みずほ	中澤 晴美	川村 智子	藤岡 崇志
安藤 朱希子	前川 麗子	神邊 結花	田中 伸子
坂山 桂子	今西 隼夫	中島 美好	長谷川 幸一
吉川 順子	倉田 美壽江	平岡 篤紀	北島 健吾
西川 直文	滝沢 克巳	岡田 充代	土田 功佐子
福永 盛彬	元岡 寛	橋本 みね子	脇田 幸子
瀬戸 貞男	前川 美江		